

# 「かるがも保育所」利用規約

医療法人社団 宏和会

## (目 的)

医療法人宏和会は、職員が本来業務（外勤業務・出張業務・会議等を含む）に専念できる体制を確保するための一助として「かるがも保育所（院内保育所）」を運営する。なお、「かるがも保育所」は、幼児教育を主たる目的とはしていないので、通常保育児童は3歳を迎えた年度の3月31日までとする。

## (入所の基準)

1. 職員等（嘱託・パート・派遣を含む）の児童であること。
2. 保護者が次の事情により、当該児童を保育することができないと認められる場合。
  - ①保護者のいずれもが就労している場合
  - ②母親が妊娠中または出産後間もない場合（産前6週間～産後8週間）
  - ③その他、止むを得ない事情があると認められる場合
3. 対象年齢は、産休明け～3歳を迎えた年度の3月31日までとするが、保育所等に入園申込みをされていて待機扱いとなっている児童については、4歳を迎えた年度の3月31日まで可とする。
4. 対象年齢であれば2名以上でも可とする。

## (保育日・保育時間)

1. 平 日：午前8時～午後6時
2. 土 曜 日：午前8時～午後6時
3. 休 所 日：日曜日・祝日・年末年始
4. 夜 間：午後4時～翌朝9時30分 ※2人以上の場合
5. 延長保育：業務の都合など、止むを得ない事情があると認められる場合で、原則として事前の申し込みがあった場合に、延長保育（早朝保育を含む）を行う。
6. 止むを得ない事情がある場合には、上記の定めを超えて利用を認めることがある。
7. 夜勤・宿直明けについても、午前8時から午後5時まで利用可能とする。
8. 可能な範囲で、保育予定時間前の迎えを励行すること。

## (二重保育)

1. 他保育所等に預けている幼児や家庭保育している幼児は、保護者に代わる保育者が不在の場合は利用できる。

## (学童保育)

1. 保護者に代わる保育者が不在の場合に利用できる。
2. 原則、小学6年終了時までとする。

(病児保育)

1. 病院受診後、原則受け入れ可能とするが、流行性感染症などの場合は不可とする。
2. 職員が勤務している時に、児学童が病気により帰宅しなければならなくなった場合、保護者に代わる保育者が不在の場合は、特例として利用できる。
3. 原則として、前日までに各科（課）長経由で保育所に連絡すること。

(昼食等)

1. 給食は実施しないので児童の食事等（特殊飲料を含む）は各自持ち込みとする。

(利用料等)

1. 保育利用料金

| 区 分  | 基本保育<br>(8:00~18:00) | 早出・延長<br>(~8:00・18:00~) |
|------|----------------------|-------------------------|
| 分 類  | 一時間当たり               | 1時間当たり                  |
| 通常保育 | 100円                 | 200円                    |
| 二重保育 |                      |                         |
| 学童保育 |                      |                         |
| 病児保育 |                      |                         |

※延長保育は、1時間単位の料金設定。

2. 夜間保育（当直・夜勤者のみ）

|      | 夜間保育<br>(16:00~9:30) |
|------|----------------------|
| 夜間保育 | 2,000円/1回            |

3. おやつ代（1日2回80円）

|      | 10:00 | 15:00 | 合 計 |
|------|-------|-------|-----|
| おやつ代 | 40円   | 40円   | 80円 |

(付 則)

1. この規約は、平成29年4月1日から改正施行する。（全面改正）
2. この規約は、令和4年1月1日から改正施行する。